

昭和四年四月十五日第三種郵便物認可

# 鳥取県公報

毎週火曜日及び  
金曜日発行  
(当日は、  
休む日、  
がとる日  
の翌日)

## 目 次

◇規 則 職員の職の設置等に関する規則の一部を改正する規則

鳥取県行政組織規則の一部を改正する規則

鳥取県出納室設置規則の一部を改正する規則

現業職員の給与に関する規則の一部を改正する規則

◇教委規則 鳥取県教育委員会事務局組織規程の一部を改正する規則

## 規 則

職員の職の設置等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

昭和四十五年四月一日

鳥取県知事 石 破 二 朗

### 鳥取県規則第三十八号

職員の職の設置等に関する規則の一部を改正する規則

職員の仕事の設置等に関する規則（昭和三十九年二月鳥取県規則第六号）の一部を次のように改正する。

別表第三号中「・レントゲン技師」を削り、同表第五号中「寮母」の下に「・介護員」を加え、同表第六号中「歯科衛生士」の下に「・診療放射

線技師・診療エックス線技師」を加え、「・管理指導員」を削り、同表第八号中「・レントゲン士」を削る。

### 附 則

この規則は、公布の日から施行する。

鳥取県行政組織規則の一部を改正する規則をここに公布する。

昭和四十五年四月一日

鳥取県知事 石 破 二 朗

### 鳥取県規則第三十九号

鳥取県行政組織規則の一部を改正する規則

鳥取県行政組織規則（昭和三十九年三月鳥取県規則第十三号）の一部を次のように改正する。

目次中「第四款の二精神薄弱者援護施設（第四十五条の二・第四十五条の三）」を「第四款の二精神薄弱者更生施設（第四十五条の二・第四十五条の三）」に改め、「第十四款の二母子休養ホーム（第七十一条の二・第七十一条の三）」を削り、「第七款観光公館（第四十四条・第四十五条）」を「第七款削除（第四十四条・第四十五条）」に、「第十一款 家畜保健衛生所（第三百三十四条―第三百三十五条の二）」を「第十一款 家畜保健衛生所（第三百三十五条の三・第三百三十五条の四）」に、「第十一款の二 種畜場（第三百三十五条の三―第三百三十五条の五）」を「第十一款の三 種畜場（第三百三十五条の五―第三百三十五条の七）」に、「第十五款林業試験場（百四

第十三条―第百四十五条)」を「第十五款 林業試験場(第百四十三条―第百四十五条)の二―第百四十五条の四)」に、「第三款 都市開発局(第百五十六条の七―第百五十六条の八)」を「第三款 都市開発事務所(第百五十六条の四―第百五十六条の五)―第百五十六条の八)」に改める。

第六条第二項の表中

地方課 行政第一係・行政第二係・財政係・税務係・消防係

地方課 行政第一係・行政第二係・選挙係・財政係・税務係・消防防災係

統計課 企画調整係・人口生計係

統計課 企画調整係・人口生計係

農林教育係・商工係・普及係・統計資料室

室・保護係・福祉係・社会係・同和対策係・調査係・補償係

課 経理室・保護係・福祉係・社会係・調査係・補償係

課 母子福祉係・児童係・養護係

児童係・養護係

予防課 衛生統計係・衛生施設係・保健係

母子衛生係・結核予防係・防疫係

課 保健係・母子衛生係・結核予防係・防疫係・公害係

課 経理室・企画係・調整係・開発係

課 企画係・調整係・開発係

課 林務課 林業構造改善室・森林組合係・計画係・林道係・林産係・治山係

課 造林課 県管林室・造林係・保護係・普及指導係・林業専門技術員室

課 水産課 漁政係・指導係・生産係・施設係

課 耕地課 農地開発室・管理係・指導係・調査係・土地改良係・ほ場整備係・災害復旧係

課 林務課 林業構造改善室・森林組合係・計画第一係・計画第二係・林道係・林産係

課 造林課 県管林室・治山係・造林係・保護係・普及指導係・林業専門技術員室

課 水産課 漁政係・企画振興係・指導係・流通係・施設係

課 耕地課 農地開発室・管理係・指導係・調査係・土地改良係・ほ場整備係・事業係

課 管理課 経理室・用地係・建設業係・災害係

課 検査課

室・用地係・建設業係・災害係

都市計画課 計画係・建設係

課 都市開発課 管理係・企画係・建設係

課 建築課 住宅管理

係・住宅建設係・指導係・一般営繕係・学校営繕係・設備係」を「建築

課——住宅管理係・住宅建設係・指導係・計画開発係・一般営繕係・学校営繕係・

設備係」に改める。

第八条企画室の項中第七号を削り、第八号を第七号とし、第九号を第八号とする。

第九条広報文書課の項中第二十一号を削り、第二十二号を第二十一号とする。

第九条地方課の項に次の一号を加える。

九 自衛官の募集及び自衛隊との連絡調整（防衛施設庁に係るものを除く。）に関すること。

第九条統計課の項の次に検査課の項として次のように加える。

検査課

農林部及び土木部に係る建設工事の検査並びに建設工事の施行に係る監察に関すること。

第十条厚生援護課の項中第十四号を削り、第十五号を第十四号とし、第十六号から第十九号までを一号ずつ繰り上げ、第二十号中「精神薄弱者援護施設」を「精神薄弱者更生施設」に改め、同号を第十九号とし、第二十一号及び第二十二号を一号ずつ繰り上げる。

第十条婦人児童課の項中第二号を削り、第三号を第二号とし、第四号から第六号までを一号ずつ繰り上げ、第七号中「婦人保護施設及び母子休養ホーム」を「及び婦人保護施設」に改め、同号を第六号とする。

第十条婦人児童課の項の次に同対策課の項として次のように加える。

同対策課

同対策に関すること。

第十条予防課の項に次の一号を加える。

十七 公害対策に関すること。

第十一条観光課の項中第六号を削る。

第十二条農政企画課の項中第八号を第九号とし、第七号を第八号とし、第六号の次に次の一号を加える。

七 農業協同組合、森林組合及び水産業協同組合の検査に関すること。

第十二条検査課の項を削る。

第十二条畜産課の項第十二号中「及び種畜場」を「家畜病性鑑定所及び種畜場」に改める。

第十二条林務課の項中第五号及び第六号を削り、第七号を第五号とし、以下二号ずつ繰り上げる。

第十二条造林課の項を次のように改める。

造林課

一 県営林に関すること。

二 治山及び地すべりの防止に関すること。

三 保安林の整備管理に関すること。

四 県営苗畑に関すること。

五 林業種苗に関すること。

六 造林に関すること。

七 森林国営保険に関すること。

八 森林の病虫害防除に関すること。

九 林野の保護取締りに関すること。

十 鳥獣保護及び狩猟に関すること。

十一 林業技術普及事業に関すること。

第十二条水産課の項第十四号中「水産試験場」を「水産事務所、水産試験場」に改める。

第十三条管理課の項第十六号を第十七号とし、第十五号を第十六号とし、第十四号中「及び都市開発局」を削り、同号を第十五号とし、第十二号及び第十三号を一号ずつ繰り下げ、第十一号の次に次の一号を加える。

十二 土木部が分掌する土木工事の施行基準(設計単価及び歩掛を含む。)の作成に関すること。

第十三条検査課の項を削る。

第十三条都市計画課の項の次に都市開発課の項として次のように加える。

都市開発課

一 県が施行する都市改造事業に関すること。

二 国鉄鳥取駅高架化に関すること。

三 都市開発事務所に関すること。

第十三条砂防課の項中第六号を第七号とし、第三号から第五号までを一号ずつ繰り下げ、第二号の次に次の一号を加える。

三 急傾斜地の崩壊による災害の防止に関すること。

第十三条建築課の項第七号を次のように改める。

七 都市再開発法(昭和四十四年法律第三十八号)の施行に関すること。

第十八条の表中

鳥取県公害対策審議会

鳥取県公害対策審議会設置条例(昭和四十四年三月鳥取県条例第四号)第一条の規定による公害対策に関する基本的事項の調査審議等に関する事務

を削り、

鳥取県精神衛生  
診査協議会

精神衛生法第十六条の四の規定による一般患者が行なう医療費の負担の申請に関する必要な事項の審議に関する事務

を

鳥取県精神衛生  
診査協議会

精神衛生法第十六条の四の規定による一般患者が行なう医療費の負担の申請に関する必要な事項の審議に関する事務

鳥取県公害対策  
審議会

鳥取県公害対策審議会設置条例(昭和四十四年三月鳥取県条例第四号)第一条の規定による公害対策に関する基本的事項の調査審議等に関する事務

に、

鳥取県農業共済  
保険審査会

農業災害補償法(昭和二十二年法律第八十五号)第三十一条第一項及び第四十三条の二第二項の規定による農業共済組合連合会の組合員が保険に関する事項について提起する訴の審査並びに農業災害の発生、予防及び防止に関する事項、共済掛金等の適正化に関する事項その他同法の運用に関する重要事項の調査審議に関する事務

を

鳥取県農業共済  
保険審査会

農業災害補償法(昭和二十二年法律第八十五号)第三十一条第一項及び第四十三条の二第二項の規定による農業共済組合連合会の組合員が保険に関する事項について提起する訴の審査並びに農業災害の発生、予防及び防止に関する事項、共済掛金等の適正化に関する事項その他同法の運用に関する重要事項の調査審議に関する事務

農業指  
導課

鳥取県開拓審議会  
開拓者資金融通法（昭和二十二年法律第六号）第六  
条第二項及び第七条第二項の規定による知事の資金  
の貸付、一時償還の請求、支払の猶予等の進達に対  
する意見の答申及び開拓に関する重要事項の調査審  
議に関する事務

農業振  
興課

鳥取県開拓審議会  
開拓者資金融通法（昭和二十二年法律第六号）第六  
条第二項及び第七条第二項の規定による知事の資金  
の貸付、一時償還の請求、支払の猶予等の進達に対  
する意見の答申及び開拓に関する重要事項の調査審  
議に関する事務

農地開  
拓課

鳥取県都市計画  
地方審議会  
都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第七十七  
条第一項の規定による同法によりその権限に属させら  
れた事項の調査審議及び都市計画に関する事項の調  
査審議に関する事務

都市計  
画課

鳥取県屋外広告  
物審議会  
鳥取県屋外広告物条例（昭和三十七年七月鳥取県  
例第三十一号）第十一条の規定による知事の諮問に  
応じて広告物に関する重要事項の調査審議に関する  
事務

画課

鳥取県都市計画  
地方審議会  
都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第七十七  
条第一項の規定による同法によりその権限に属させら  
れた事項の調査審議及び都市計画に関する事項の調  
査審議に関する事務

鳥取県開発審査  
会  
都市計画法第七十八条第一項の規定による同法第五  
十條第一項に規定する審査請求に対する裁決その他  
同法によりその権限に属させられた事項を行なう事  
務

都市計  
画課

鳥取県屋外広告  
物審議会  
鳥取県屋外広告物条例（昭和三十七年七月鳥取県  
例第三十一号）第十一条の規定による知事の諮問に  
応じて広告物に関する重要事項の調査審議及び広告  
物に関する重要事項についての知事に対する建議に  
関する事務

画課

鳥取都市計画事  
業鳥取駅前土地  
区画整理審議会  
米子都市計画事  
業米子駅前通り  
土地区画整理審  
議会  
土地区画整理法（昭和二十九年法律第百十九号）第  
五十六條第三項の規定による換地計画、仮換地の指  
定及び減価補償金の交付に関する事項について同法  
によりその権限に属させられた事項の調査審議に関  
する事務

都市開  
発課

第三十八条第一項の表の鳥取県東部福祉事務所の項中  
に改める。  
福祉課 身体障害者福祉司・精神薄弱  
者福祉司・老人福祉司・保護  
第一係・保護第二係  
福祉課 身体障害者福祉司・精  
神薄弱者福祉司・老人  
福祉司・保護第一係・保  
護第二係・家庭児童  
相談室

に改める。  
第四章第三節第四款の二中「精神薄弱者援護施設」を「精神薄弱者更生  
施設」に改める。  
第六十條中「及び養護部」を「指導部及び養護部」に改める。  
第四章第三節第十四款の二を削る。  
第七十二條第二項總務課の項中第九号を第十号とし、第八号を第九号と  
し、第七号の次に次の一号を加える。

八 公害対策に関すること。

第七十五条中第二号及び第三号を次のように改める。

二 病理臨床試験検査に関すること。

三 化学試験に関すること。

第七十五条に次の一号を加える。

五 公害の防止のための試験検査に関すること。

第七十六条中「庶務係、理化学試験科及び細菌検査科」を「総務課、微生物科、食品化学科及び環境公害科」に改める。

第九十五条各号列記以外の部分中「(金属工業を除く。)」を削る。

第九十六条第一項中「庶務係」を「総務課」に改め、同条第二項の表を次のように改める。

名 称	位 置
鳥取県工業試験場米子分場	米子市
鳥取県工業試験場境港分場	境港市

第四章第四節第七款を次のように改める。

第七款 削除

第一百四条及び第一百五条 削除

第一百七条中第二項を削り、第三項を第二項とし、同条第四項振興課の項第六号中「農水産業」を「農業」に改め、同項振興課の項中第十七号から第十九号までを削り、第二十号を第十七号とし、第二十一号及び第二十二号を三号ずつ繰り上げ、同項を同条第三項とする。

第一百八条中「地域農林水産業振興計画」を「地域農林業振興計画」に改

める。

第一百七条第一項、第二百二十条、第二百二十三条第一項、第二百二十六条及び第二百二十九条中「庶務係」を「総務課」に改める。

第二百三十四条の表の鳥取県倉吉家畜保健衛生所の項中「倉吉市及び東

伯郡(ただし、病性鑑定室の分掌事務に係る管轄区域は、鳥取県の区域とする。)」

を「倉吉市及び東伯郡」に改める。

第二百三十五条中「検査等に関する事務」の下に「(家畜の病性鑑定に関する事務を除く。)」を加える。

第二百三十五条の二第一項中「倉吉家畜保健衛生所に病性鑑定室を、」を削る。

第四章第五節第一款の二中第三百三十五条の五を第三百三十五条の七とし、第三百三十五条の四を第三百三十五条の六とし、第三百三十五条の三を第三百三十五条の五とし、同款を第四章第五節第一款の三とし、第十一款の次に次の一款を加える。

第十一款の二 家畜病性鑑定所

(設置)

第三百三十五条の三 家畜病性鑑定所を次のとおり置く。

名 称	位 置
鳥取県家畜病性鑑定所	倉吉市

(分掌事務)

第三百三十五条の四 家畜病性鑑定所は、家畜の病性鑑定に関する事務を分

掌する。

第四百四十五条中「庶務係」を「総務課」に改める。

第四章第五節第十五款の次に次の一款を加える。

第十五款の二 水産事務所

(設置)

第四百四十五条の二 水産事務所を次のとおり置く。

名 称	位 置	管 轄 区 域
鳥取県境港水産事務所	境 港 市	米子市、境港市及び西伯郡

(分掌事務)

第四百四十五条の三 水産事務所は、水産業の振興を図るため、次の各号に掲げる事務を分掌する。

- 一 漁業取締に関すること。
- 二 漁船及び小型船舶に関すること。
- 三 漁港その他漁業用施設に関すること。
- 四 水産物の流通に関すること。
- 五 その他水産業の振興に関すること。

(内部組織)

第四百四十五条の四 水産事務所に庶務係及び業務係を置く。

第四百四十七条第一号中「、製造、養殖等」を「、増殖等」に改め、同条第二号中「及び種卵」を削り、同条第四号中「指導」を「普及指導」に改める。

第四百四十八条第一項中「庶務係、海洋科、生産化学科」を「総務課、漁

場開発科、飼養科、海洋資源科」に改める。

第一百五十六条第一項の表の鳥取県鳥取土木出張所の項中「工務第二課

河川係・港湾係」を「工務第二課 河川係・港湾係・治水ダム係」に改

める。

第一百五十六条第二項工務第二課の項第一号中「及び砂防工事」を「、砂防工事及び治水ダム工事」に改める。

第四章第六節中第四款を削り、同節第三款中

第一百五十六条の六を第一百五十六条の八とし、第一百五十六条の五を第一百五十六条の七とし、第一百五十六条の四を第一百五十六条の六とし、同款を同節第四款とし、同節第二款の次に次の一款を加える。

第三款 都市開発事務所

(設置)

第一百五十六条の四 都市開発事務所を次のとおり置く。

名 称	位 置
鳥取県鳥取都市開発事務所	鳥 取 市
鳥取県米子都市開発事務所	米 子 市

(内部組織及び分掌事務)

第一百五十六条の五 次の表の上欄に掲げる都市開発事務所ごとに、それぞれ下欄に掲げる課を置く。

鳥取県鳥取都市開発事務所		総務課
鳥取県米子都市開発事務所		換地課
		補償課
		総務課
		換地課
		補償課

2 各課の分掌事務は、次のとおりとする。

総務課

一 庶務に関すること。

二 物件移転に関連して必要な金融のあつせん等の措置に関すること。

三 その他他課の主管に属しないこと。

換地課

一 換地に関すること。

二 県が施行する都市改造事業に係る工事（以下「工事」という。）の

調査設計に関すること。

三 工事の施行及び監督に関すること。

四 不動産の登記に関すること。

補償課

一 工事に必要な土地等の取得及び地上物件の移転に関すること。

二 工事等に係る損害の賠償又は補償に関すること。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、公布の日から施行する。

(鳥取県物品事務取扱規則の一部改正)

2 鳥取県物品事務取扱規則(昭和三十九年三月鳥取県規則第十二号)の

一部を次のように改正する。

第五条中「、都市開発局」を削る。

鳥取県出納室設置規則の一部を改正する規則をここに公布する。

昭和四十五年四月一日

鳥取県知事 石 破 二 朗

鳥取県規則第四十号

鳥取県出納室設置規則の一部を改正する規則

鳥取県出納室設置規則(昭和四十三年六月鳥取県規則第五十一号)の一部を次のように改正する。

第一条中「給与経理室」を「給与管理係」に改める。

第三条第二項中「、給与経理室に給与経理室主任を」を削り、同条第三項中「それぞれの」を削る。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

現業職員の給与に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

昭和四十五年四月一日

鳥取県知事 石 破 二 朗

鳥取県規則第四十一号



現業職員の給与に関する規則の一部を改正する規則

現業職員の給与に関する規則(昭和三十二年十月鳥取県規則第四十六号)の一部を次のように改正する。

第五条第一項第十二号を次のように改める。

十二 保健所及び衛生研究所受付業務

第五条第一項に次の五号を加える。

十三 と殺解体作業

十四 ダム建設業務

十五 伝染病患者移送業務

十六 除雪作業、

十七 電話交換業務

第五条第二項中「第十一号」を「第十四号」に改め、同条第三項中「第十二号」を「第十五号」に改め、同条に次の四項を加える。

5 第一項第十六号に掲げる作業に従事する職員の特殊勤務手当は、知事が別に定める除雪作業に従事したときに支給する。ただし、第一項第四号の特殊勤務手当が支給される日については支給しない。

6 前項の手当の額は、作業に従事した日一日につき八十円とし、業務に従事した時間が一日につき四時間未満のときは、四十八円とする。

7 第一項第十七号に掲げる業務に従事する職員の特殊勤務手当は、交換室長、交換手、守衛長、副守衛長及び守衛が電話の交換業務に従事したときに支給する。

8 前項の手当の額は、業務に従事した日一日(一回の勤務が二日にわたる場合は、一日とみなす。)につき五十円とし、業務に従事した時間が一日につき四時間未満のときは、三十円とする。

別表第一及び別表第一の二を次のように改める。

別表第一

現業職員の給与表

職務の等級 号	現業職員の給与表		
	1 等 級	2 等 級	3 等 級
給 料 月 額	給 料 月 額	給 料 月 額	給 料 月 額
1	34,880	23,140	20,010
2	36,880	24,160	20,720
3	38,770	25,280	21,530
4	41,070	26,400	22,130
5	43,310	27,520	23,140
6	45,660	28,750	24,160
7	48,060	29,980	25,280
8	50,400	31,510	26,400
9	52,760	33,150	27,520
10	57,270	34,880	28,750
11	60,020	36,730	29,980
12	62,770	38,570	31,110
13	65,510	40,470	32,250
14	69,810	42,310	33,380
15	72,770	44,160	36,730
16	75,750	48,060	38,570
17	78,730	50,400	40,470
18	81,710	52,760	42,310
19	84,470	55,140	44,160
20	87,030	57,480	48,060
21	89,580	62,770	50,400
22	92,020	65,510	52,760
23	94,360	68,250	55,140
24	96,380	70,890	57,480
25	98,410	73,530	59,810
26	100,440	75,560	62,140
27		77,180	64,170
28		78,410	66,190
29		79,640	67,610
30		80,870	68,730
31		82,100	69,850
32		83,330	70,970
33			72,090

別表第一の一

給料の調整額表

勤務箇所	職名	調整数
身体障害者更生指導所	運転士、ボイラ技士、調理士、調理員及び介護員	一
母来寮	寮母のうち収容者と起居を共にする職員	二
岩井長者寮	その他の職員	一
児童相談所	調理士及び調理員	一
喜多原学園 皆成学園 積善学園	運転士、ボイラ技士、調理士、調理員及び用務員	一
整肢学園	医療助手のうち収容者に直接接することを常例とする職員	二
婦人寮	その他の職員	一
保健研究所	寮母のうち収容者と起居を共にする職員	一
病院	検査助手のうち結核菌その他の病原体を直接取り扱うことを常例とする職員 医療助手のうち結核菌その他の病原体を直接取り扱うことを常例とする職員	二

別表第二の表中「寮母及び」を「寮母、介護員及び」に改める。

別表第三の表中

二二、〇〇四円	二二、一四〇円
二二、〇〇四円	二二、一四〇円
二〇、五九二円	二〇、七二〇円

に改める。

附則

この規則は、公布の日から施行する。

教育委員会規則

鳥取県教育委員会事務局組織規程の一部を改正する規則をここに公布する。

昭和四十五年四月一日

鳥取県教育委員会委員長 君野 秀 三

鳥取県教育委員会規則第五号

鳥取県教育委員会事務局組織規程の一部を改正する規則

鳥取県教育委員会事務局組織規程（昭和三十九年四月鳥取県教育委員会規則第五号）の一部を次のように改正する。

第二条の表中

秘書調査課 議事秘書係、福祉係、年金係、企画広報室  
管理課 管理係、施設係、設備係、助成係、経理室

を「総務課 管理係、議事秘書係、施設係、設備係、助成係、企画広報

室、経理室」に、「体育保健課 給食係、保健係、体育係」を

「体育保健課 給食係、保健係、体育係  
福利課 福祉係、給付係、年金係」に改める。

第三条中秘書調査課及び管理課の項を削り、教職員課の項の前に総務課の項として次のように加える。

総務課

- 一 教育委員会の会議に関すること。
- 二 教育委員会規則の制定及び改廃に関すること。

三 事務局及び学校以外の教育機関の組織、職員の定数及び任免その他の人事に関すること。

四 事務局職員及び学校以外の教育機関の職員の組織する職員団体に関すること。

五 表彰に関すること。

六 教育行財政の総合企画及び広報に関すること。

七 教育の調査及び統計に関すること。

八 教育財産の管理に関すること。

九 県立学校の校地、校舎その他施設設備の整備に関すること。

十 市町村立学校の施設整備に係る補助事業に関すること。

十一 市町村立の小学校及び中学校の統合に関すること。

十二 市町村立学校施設の指導助言に関すること。

十三 事務局各課の予算経理及び連絡協調に関すること。

十四 公印の管守に関すること。

十五 公文書の保管に関すること。

十六 教育事務所に関すること。

十七 その他他課の所管に属しないこと。

第三条 中体育保健課の項の次に福利課の項として次のように加える。

福利課

一 事務局職員、学校以外の教育機関の職員及び県立学校の教職員並びに市町村立の小学校、中学校及び養護学校の教職員の厚生福利に関すること。

二 事務局職員、学校以外の教育機関の職員及び県立学校の教職員並びに市町村立の小学校、中学校及び養護学校の教職員の退職手当に関すること。

ること。

三 公立学校共済組合の業務に関すること。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。